

御 前 崎 港
港 湾 料 率 表

平成29年4月

静岡県御前崎港管理事務所

目 次

I 港湾管理者の料金

・ 入港料	1
・ 港湾使用料		
岸壁・棧橋使用料	2
物揚場使用料	2
軌道走行式荷役機械使用料	2
荷さばき地使用料	2
上屋使用料	3
野積場使用料	3
貯木場使用料	3
緑地等使用料	3
港湾施設用地使用料	4
移動式荷役機械使用料	4
・ 占用料	5
・ 土砂採取料	6

II 港湾管理者以外の者の料金

・ とん税・特別とん税	7
・ 税関関係許可手数料	8
・ 通関業務料金最高額	9
・ 水先料	10
・ 船舶給水料	22
・ 綱取放料	23
・ 綱取ボート料	24
・ 曳船料	25

入 港 料

静岡県入港料条例

昭和52年10月24日

静岡県条例第32号

改正 平成17年10月21日 静岡県条例第83号

施行 平成17年11月1日

改正 平成25年12月27日 静岡県条例第75号

施行 平成26年4月1日

(1)入港料率（第3条）

基 準 料 率	入港1回総トン数1トンにつき2円16銭を加えた額
外 航 船 舶 の 料 率	入港1回総トン数1トンにつき2円
内 航 船 舶 の 料 率	入港1回総トン数1トンにつき基準料率の2分の1の額

備考

ア 外航船舶の料率は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。

イ 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。

ウ 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。

エ 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。

オ 同一船舶が1月（月の1日から末日までをいう。）に11回（エの規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。）以上同一港湾に入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

カ 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。

キ 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。

ク 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2)入港料を徴収しない船舶（第4条）

ア 港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶

(7)警備救難に従事する船舶

(4)海象又は気象の観測に従事する船舶

(ウ)漁業監視船

(エ)その他政令（港湾法施行令第16条）で定める船舶

a 航海訓練に従事する船舶

b 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶

c 航路標識の管理に従事する船舶

d 水路の測量に従事する船舶

e 学術研究に従事する船舶

f 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶

イ 総トン数700トン未満の船舶

(3)入港料を減免する船舶（第5条）

- ・ 静岡県入港料条例施行規則（昭和52年静岡県規則第52号）第4条各号に規定する船舶

港湾施設使用料

静岡県港湾管理条例

昭和36年10月4日

静岡県条例第54号

改正平成25年12月27日静岡県条例第76号

施行平成26年4月1日

改正平成28年12月27日静岡県条例第50号

施行平成29年4月1日

区分			算定単位	金額	備考	
岸壁・棧橋	船舶 (はしけ、 雑種船を除く。)	外航船舶	総トン数1トン 24時間につき	10円90銭	使用時間が12時間を超える場合	
				8円20銭	使用時間が2時間以上12時間以下の場合	
		その他の船舶		4円90銭	使用時間が2時間未満の場合	
				11円70銭	使用時間が12時間を超える場合	
				8円70銭	使用時間が2時間以上12時間以下の場合	
				5円10銭	使用時間が2時間未満の場合	
	はしけ 起重機船	載貨重量トン数300トン未満	1隻24時間につき	880円		
				載貨重量トン数300トン以上		1,830円
		揚力100トン未満		880円		
				揚力100トン以上500トン未満		1,830円
揚力500トン以上				2,730円		
雑種船			880円			
物揚場	船舶 (漁船、 はしけ、 起重機船及び 雑種船を除く。)	一般使用	総トン数1トン 24時間につき	2円40銭	使用時間が1時間以上の場合	
				外航船舶	1円70銭	使用時間が1時間未満の場合
		その他の船舶		2円40銭	使用時間が1時間以上の場合	
				1円70銭	使用時間が1時間未満の場合	
	継続使用	総トン数50トン未満	1隻1月につき	外航船舶	1,270円	
				その他の船舶	1,350円	
		総トン数50トン以上100トン未満		外航船舶	2,540円	
				その他の船舶	2,730円	
		総トン数100トン以上300トン未満		外航船舶	5,080円	
				その他の船舶	5,480円	
	総トン数300トン以上	外航船舶	15,240円			
	その他の船舶	16,440円				
	はしけ 起重機船	載貨重量トン数300トン未満	1隻24時間につき	250円		
				載貨重量トン数300トン以上		540円
		揚力100トン未満		250円		
				揚力100トン以上500トン未満		540円
揚力500トン以上				880円		
雑種船			250円			
軌道走行式荷役機械		重量物用橋型走行式起重機(電動式)	1台30分につき	39,190円	はしけ取りの場合の使用料は、2分の1の額とする。	
荷さばき地	特級	1平方メートル1日につき	貨物搬入の日から起算して15日まで	5円70銭	荷さばき地の等級 特級荷さばき地 知事が告示で別に定める 1級荷さばき地 特級荷さばき地以外の荷さばき地で舗装されたもの 2級荷さばき地 未舗装の荷さばき地	
			貨物搬入の日から起算して16日以後	8円80銭		
	1級		貨物搬入の日から起算して15日まで	3円90銭		
			貨物搬入の日から起算して16日以後	5円70銭		
	2級		貨物搬入の日から起算して15日まで	3円10銭		
			貨物搬入の日から起算して16日以後	5円10銭		

区分			算定単位	金額	備考	
上屋	5級	一般	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	8円80銭	上屋の等級 3級上屋 スプリンクラー付きの上屋 5級上屋 3級上屋以外の上屋で昭和37年12月31日以前に建設した鉄骨造りのもの
			貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		18円20銭	
			貨物搬入の日から起算して31日以後		36円30銭	
	専用使用	1平方メートル1月につき	234円			
野積場	特級		貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円70銭	野積場の等級 特級野積場 知事が告示で別に定める 1級野積場 特級野積場以外の野積場で舗装されたもの
			貨物搬入の日から起算して16日以後		8円80銭	
		専用使用	1平方メートル1月につき	149円		
	1級		貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	3円90銭	
			貨物搬入の日から起算して16日以後		5円70銭	
		専用使用	1平方メートル1月につき	102円		
貯木場	水面貯木場	1平方メートル1月につき	13円30銭			
緑地等	競技会、展示会、博覧会、興行、集会その他これらに類する催し等	1平方メートル1日につき	40円	商業宣伝、営業等を目的としない場合又は入場料その他これに類するものを催し等に参加する者から徴収しない場合の使用料は、2分の1の額とする。		

区分		算定単位	金額	備考	
港湾施設用地	永久工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	地価(時価)の100分の5	<p>(1) 使用の期間が1月以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p> <p>(2) 使用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。</p> <p>(3) 電柱等の本数については支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体その他公共団体が地下埋設管を設置するため使用する場合の使用料は2分の1の額とする。</p> <p>(5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が、地下埋設管(専ら特定の者に供給するためのものを除く。)を設置するため使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。</p> <p>(6) 使用の期間が1月未満の場合は、この項の規定により算出された額に100分の108を乗じて得た額とする。</p>	
	仮設工作物を設ける場合		地価(時価)の100分の3		
	工作物を設けない場合		地価(時価)の100分の1		
	電柱等の建設		1本1年につき		840円
	地下埋設管	外口径40センチメートル未満	1メートル1年につき		180円
		外口径40センチメートル以上1メートル未満			450円
		外口径1メートル以上			900円
	◎ 港湾施設用地使用料算定地価(時価) 単位: 1平方メートルにつき				
	地区名		算定基準額(円)		
	1	県有埋立地	14,500		
2	臨港道路	15,700			
3	合同庁舎	18,800			
4	西埠頭	13,500			
※ 平成29年度から平成31年度まで					
移動式荷役機械	タイヤマウント式ジブクレーン	1台1時間につき	33,510円		
<p>注</p> <p>1 「外航船舶」とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。</p> <p>2 「その他の船舶」とは、外航船舶以外の船舶をいう。</p> <p>3 使用料の算定については、この表の備考の欄に特別の定めがあるものを除くほか、使用した数量等が1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又は使用した数量等に1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たない端数があるときは、それぞれ1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル又は1メートルに切り上げるものとする。</p> <p>4 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>5 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>					

占 用 料

静岡県港湾管理条例
平成12年3月21日
静岡県条例第49号追加

改正 平成23年3月18日 静岡県条例第18号
施行 平成23年4月1日

区分		算定単位	金額	
			2級地	
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1平方メートルにつき1年	310円	
	電柱	1本につき1年	840円	
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円	
	管線類	外径が50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円
		外径が50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	290円
	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
		かき、のり等養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円
		船舶を係留し又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	170円	
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	
	茶・果樹等の樹園地	占用面積1平方メートルにつき1年	20円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	
<p>(注)</p> <p>1 「特級地」とは清水港(河川と重複する区域を除く。)をいい、「1級地」とは下田港、伊東港、熱海港、沼津港及び田子の浦港並びに清水港のうち、河川と重複する区域をいい、「2級地」とはその他の港湾をいう。</p> <p>2 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。</p> <p>3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>4 占用の期間が1月以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p> <p>5 占用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。</p> <p>6 1件の占用料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。</p>				

土砂採取料

静岡県港湾管理条例
平成12年3月21日
静岡県条例第49号追加

改正 平成23年3月18日 静岡県条例第18号
施行 平成23年4月1日

区分	算定単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	200 円
砂	1立方メートルにつき	200 円
土砂	1立方メートルにつき	200 円
栗石(れき) (控長が25センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	220 円
玉石 (控長が25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	2,400 円
玉石 (控長が40センチメートルを超えるもの)	1個につき	時価を考慮してその都度知事が定める額

とん税・特別とん税

1 とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税。

とん税法
昭和32年法律第37号

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに48円

2 特別とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税で、特別とん譲与税法により市町村に譲与される。

特別とん税法
昭和32年法律第38号

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに60円

税関関係許可手数料

税関関係手数料令
昭和29年政令第164号

保税蔵置場許可手数料

No.	面積		金額 (円)	
			指定者	その他
1	500 平方メートル未満		9,400	9,500
2	500 平方メートル以上	1,000 平方メートル未満	12,200	12,200
3	1,000 平方メートル以上	2,000 平方メートル未満	16,200	16,400
4	2,000 平方メートル以上	3,500 平方メートル未満	21,700	21,800
5	3,500 平方メートル以上	7,000 平方メートル未満	27,100	27,300
6	7,000 平方メートル以上	15,000 平方メートル未満	32,600	32,800
7	15,000 平方メートル以上	25,000 平方メートル未満	41,800	42,100
8	25,000 平方メートル以上	35,000 平方メートル未満	54,400	54,800
9	35,000 平方メートル以上	50,000 平方メートル未満	62,900	63,300
10	50,000 平方メートル以上	70,000 平方メートル未満	75,400	76,000
11	70,000 平方メートル以上		88,000	88,700

指定地外検査許可手数料

	金額 (円)	
	指定者	その他
検査による時間1時間までごとに	4,700	5,000

※ 指定者：許可を受ける者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第2条第1号(定義)又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者

通関業者通関業務料金最高額

通関業法基本通達
平成16年財関第349号

(単位：円)

通関業務の種類		単位	料金
① 輸出（積戻し）申告		1件	5,900
	少額貨物簡易通関扱	1件	4,200
② 輸入申告	申告納税（予備申告を含む。）	1件	11,800
	少額貨物簡易通関扱	1件	8,600
	賦課課税	1件	10,500
	少額貨物簡易通関扱	1件	7,800
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出（加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。）	1件	7,000
	少額貨物簡易通関扱	1件	5,100
③ 保税装置場蔵入申請		1件	7,000
④ 保税工場移入申請		1件	7,000
⑤ 保税展示場蔵置等承認申請		1件	7,000
⑥ 総合保税地域総保入申請		1件	7,000
⑦ 輸入許可前貨物引取申請		1件	5,100
⑧ 外国貨物船（機）用品積込申告		1件	5,100
⑨ 外国貨物運送申告		1件	5,100
⑩ その他の申告・申請又は届		1件	1,300
⑪ 諸申告又は許可承認申請書作成		1件	200
⑫ 割増料		1件	①から⑪までに掲げる 通関業務の種類に応じ 当該通関業務に係る① から⑪までに定める料 金の5割

(備考) 略

御前崎港入出港水先料

(備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 排水量をもって積量を表示する船舶についてはその5分の3に相当するトン数とみなす。
- (ハ) 港外において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに港内料金の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- (ニ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ホ) 水先区域外から、または区域外まで水先をすることを求められた場合の水先料金は、入出港の水先料金の区域外の距離1海里または端数ごとに2,010円（時間外水先の場合は、100分の50を加えた額）を加算した額とする。
- (ヘ) 事務所の所在する港以外の場所において水先をすることを求められた場合は、水先料金の旅費、宿泊料及び水先人の乗下船に要する費用に相当する額を加算する。
- (ト) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (チ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (リ) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の15とする。
- (ス) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の8%となる。
ただし、免税となる取引には適用しない。

御前崎港港内水先料

(備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 排水量をもって積量を表示する船舶についてはその5分の3に相当するトン数とみなす。
- (ハ) 港内において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに100分の50を加えた額とする。
- (ニ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ホ) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (ヘ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (ト) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (チ) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の8%となる。
ただし、免税となる取引には適用しない。

船舶給水料

御 前 崎 埠 頭 (株)

御 前 崎 港 運 (株)

(平成8年5月1日実施)

ア 基本料金

種別	基本料金	超過料金
岸壁給水	15立方メートルまで 5,700円	15立方メートルを超え 1立方メートル増すごとに380円

イ 割増料金

(ア) 時間外割増

05 : 00 ~ 08 : 00	基本料金の…………… 50%増
17 : 00 ~ 22 : 00	
22 : 00 ~ 05 : 00	基本料金の……………100%増

(イ) 日曜・祝日・特定休日割増

05 : 00 ~ 08 : 00	基本料金の……………100%増
08 : 00 ~ 17 : 00	基本料金の…………… 50%増
17 : 00 ~ 22 : 00	基本料金の……………100%増
22 : 00 ~ 05 : 00	基本料金の……………150%増

※ 特定休日：年末年始(12/31～1/3)

ウ 備 考

本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上料金を決定する。

綱取放料

御前崎埠頭株式会社
(平成4年10月1日実施)

ア 岸壁綱取放料金(基本料金)

総トン数	基本料金	綱取料金	綱放料金
1,000トン未満	9,900円	6,500円	3,400円
3,000トン未満	16,000円	9,600円	6,400円
5,000トン未満	17,800円	10,800円	7,000円
10,000トン未満	22,700円	13,600円	9,100円
20,000トン未満	30,000円	18,000円	12,000円
20,000トン以上	10,000トン又はその端数を増すごとに加算		
	3,800円	2,200円	1,600円

イ 割増料金

種別	内容	割増率(額)
(1) 時間外作業	06:01 ~ 08:00	基本料金の50%増
	17:01 ~ 22:00	
	22:01 ~ 06:00	基本料金の100%増
(2) 荒天時作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の50%増
(3) 日曜・祝日・特定休日作業	日曜・祝日における作業	基本料金の50%増
	年末年始(12/30~1/3)における作業	基本料金の100%増
(4) 作業待ちの場合	現場にて作業待ちをした場合	基本料金の20%増 (荒天時作業を除く各割増を含む。)

ウ 作業取消しの場合

- (ア) 現場にて作業取消した場合は基本料金の50%
- (イ) 作業取消しが割増料金該当の場合は各割増を加えた額の50%

エ 備考

- (ア) 各割増料金は基本料金に加算する。
- (イ) 特定休日とは年末年始(12/30~1/3)を言う。
- (ウ) 日曜日と祝日が重なったときは翌日を休日とする。
- (エ) 本表に記載なき事項はその都度協定する。

綱取ボート料

御前崎埠頭株
(平成7年4月1日実施)

基本料金 10,000円

(割増料金については、綱取放料の料率と同等とする。)

曳 船 料

駿河湾曳船(株)
(平成4年10月1日実施)
(平成20年2月1日改定)
(平成20年12月1日実施)

1 基本料金

(単位：円)

曳船		基本料金(1時間まで)						備考
		総 ト ン 数						
船名	定格馬力	4,000トン未満	4,000トン～6,000トン	6,000トン～10,000トン	10,000トン～15,000トン	15,000トン～30,000トン	30,000トン以上	
対象曳船	3600PS	87,700			103,900	133,600	134,400	
駿河丸 及び 対象曳船	3000PS	57,800	75,100	83,500	97,400	125,400	126,200	於：御前崎港

2 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復するのに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した30分またはその端数ごとに基本料金の半額を加算する。ただし、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 都合により作業待ちを生じた場合も実働時間として加算する。
- ニ 曳船出動後作業をキャンセルした場合も実働時間として加算する。

3 各種割増料金

A 時間外割増料金

- イ 時間外割増
 - 05:00 ～ 08:00 …………… 50%増
 - 17:00 ～ 22:00 …………… 50%増
 - 22:00 ～ 05:00 …………… 100%増
- ロ 日曜・祝日
 - 05:00 ～ 08:00 …………… 80%増
 - 特定休日割増
 - 08:00 ～ 17:00 …………… 40%増
 - 17:00 ～ 22:00 …………… 80%増
 - 22:00 ～ 05:00 …………… 130%増

特定休日・・・年末年始(12/30～1/3)

日曜日と祝日及び国民の休日が重なったときは翌日を休日とする。

B 荒天作業割増料金

海上風速15m/S以上の場合…50%増(气象台表示風速の3割増を海上風速とする)

4 燃料油価格調整金(B A F)

A 重油R I M価格(kl当り)	作業1時間当りの調整金
40,000円 未満	適用しません
40,000円 ～ 59,999円	5,000円
60,000円 ～ 79,999円	7,500円
80,000円 ～ 120,000円	10,000円
120,001円 ～ 140,000円	12,500円
140,001円 ～	別途協議いたします

◎ 適用条件

- (1) 本料金は、清水港、田子の浦港、御前崎港に適用します。
- (2) 本料金は、各港とも全ての船型(総トン数)に適用します。
- (3) 最初の作業1時間未満は1時間として計算し、最初の1時間を超過した場合には、30分ごとに基本額の半額分を加算します。
- (4) 本料金は、割増料金(時間外割増等)及び回航料金への適用を除外します。
- (5) 本料金の見直しは、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行い、実施月から3ヶ月間は見直し料金を固定とします。

- (6) 基準とするA重油のR I M価格は、見直し実施前々月を含む過去3ヶ月間の月間平均値を採用し、調整料金を決定します。
 - (7) 基準とするA重油R I M価格は、陸上R I M+ 6円/1とします。
- 6 上記以外の特種作業の場合は、その都度実作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上、決定する。
- 7 消費税及び地方消費税の料金への加算
- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - (2) 上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは切捨て。